

# ◆ 運転免許証の更新手続き等における新型コロナウイルス感染症対策について ◆

## 運転免許の有効期限延長を希望される方

新型コロナウイルス感染のおそれがあり、更新時講習等を受講することが不安だと感じられる方については、兵庫県内の警察署や警部派出所または、運転免許更新センターで下記の手続きをされた方のみ、免許証の有効期間の末日から起算して3月を経過する日まで、更新可能期間を延長します。（運転免許証の住所が兵庫県内の方のみ。住所が県外の方は、住所地を管轄する都道府県警察にお問い合わせください。）

### ★ 今回の延長措置の対象となる方

運転免許の有効期間末日が

**令和2年3月13日（金）から令和2年4月30日（木）**

の期間内にある方で、有効期限内に手続きをされた方（有効期限が切れてからの延長手続きはできません。）

### ★ 手続きできる場所、時間

#### 1 警察署、警部派出所

休日を除く月曜日から金曜日 午前9時から午前11時30分  
午後1時から午後4時30分

#### 2 各運転免許更新センター

・休日を除く月曜日から金曜日 午前10時から午前11時  
午後2時から午後4時  
・日曜日 午後2時から午後4時

※ 但馬運転免許センターは日曜日の午後2時から午後4時のみ

### ★ 手続きに必要なもの

運転免許証

### ★ 注意事項

1 あくまで運転及び更新可能期間を延長するものであり、更新手続きや更新時講習等のものではありません。

必ず延長期間内に更新センター又は運転免許更新を行っている警察署等で通常の運転手続きを行ってください。

2 延長期間内に更新手続きをしないときは、免許は失効し、自動車等を運転することが

## 運転免許が失効された方

新型コロナウイルスに感染、感染の疑い又は感染をおそれ、運転免許の有効期限内に更新できず、免許が失効した場合は、公安委員会が認めるやむを得ない事情として、運転免許試験場で特定失効者の受験申請(学科・技能試験を受けることなく免許の再取得手続き)を行うことができます。

[運転免許失効手続きについてはこちら](#)

## 感染防止に関するお願い

1 運転免許更新センター、警察署等では通常の運転免許に関する業務を行っています。

お越しになられる際には、アルコール消毒液による手指の消毒、マスク着用など新型コロナウイルス感染防止にご協力をお願いします。

2 混雑による新型コロナウイルスの感染を避けるため、運転免許の更新は、比較的空いている午後の時間帯にお願いします。